

報道発表資料



令和 2 年 1 0 月 9 日
出入国在留管理庁

令和 2 年 6 月末現在における在留外国人数について

令和 2 年 6 月末の在留外国人数は、2 8 8 万 5, 9 0 4 人で、前年末に比べ 4 万 7, 2 3 3 人（1. 6 %）減少

1 在留外国人数 — 第 1 表, 第 2 表, 第 3 表, 第 1 - 1 図 -

令和 2 年 6 月末現在における中長期在留者数は 2 5 7 万 6, 6 2 2 人, 特別永住者数は 3 0 万 9, 2 8 2 人で、これらを合わせた在留外国人数は 2 8 8 万 5, 9 0 4 人となり、前年末（2 9 3 万 3, 1 3 7 人）に比べ、4 万 7, 2 3 3 人（1. 6 %）減少しました。

男女別では、男性が 1 4 2 万 5, 0 4 3 人（構成比 4 9. 4 %）、女性が 1 4 6 万 8 6 1 人（構成比 5 0. 6 %）となり、いずれも減少しました。

2 国籍・地域別 — 第 1 表, 第 3 表, 第 1 - 2 図, 第 3 図 -

在留カード及び特別永住者証明書上に表記された国籍・地域の数 は 1 9 6（無国籍を除く。）でした。

上位 1 0 か国・地域のうち、ベトナムが 4 2 万 4 1 5 人（対前年末比 8, 4 4 7 人（2. 1 %）増）となりましたが、他の 9 か国・地域ではいずれも対前年末比で減少となりました。

① 中 国	7 8 6, 8 3 0 人	（構成比 2 7. 3 %）	（- 3. 3 %）
② 韓 国	4 3 5, 4 5 9 人	（構成比 1 5. 1 %）	（- 2. 4 %）
③ ベトナム	4 2 0, 4 1 5 人	（構成比 1 4. 6 %）	（+ 2. 1 %）
④ フィリピン	2 8 2, 0 2 3 人	（構成比 9. 8 %）	（- 0. 3 %）
⑤ ブラジル	2 1 1, 1 7 8 人	（構成比 7. 3 %）	（- 0. 2 %）
⑥ ネパール	9 5, 3 6 7 人	（構成比 3. 3 %）	（- 1. 5 %）
⑦ インドネシア	6 6, 0 8 4 人	（構成比 2. 3 %）	（- 1. 2 %）
⑧ 台 湾	5 9, 9 3 4 人	（構成比 2. 1 %）	（- 7. 5 %）
⑨ 米 国	5 7, 2 1 4 人	（構成比 2. 0 %）	（- 3. 3 %）
⑩ タ イ	5 3, 3 4 4 人	（構成比 1. 8 %）	（- 2. 7 %）

3 在留資格別 — 第 2 表, 第 3 表, 第 5 表, 第 2 - 1 図, 第 2 - 2 図 -

在留資格別では、「永住者」が 8 0 万 8 7 2 人（対前年末比 7, 7 0 8 人（1. 0 %）増）と最も多く、次いで、「技能実習（1 号イ, 同口, 2 号イ, 同口, 3 号イ及び同口の総数）」が 4 0 万 2, 4 2 2 人（同 8, 5 5 0 人（2. 1 %）減）, 「技術・人文知識・国際業務」が 2 8 万 8, 9 9 5 人（同 1 万 6, 9 9 6 人（6. 2 %）増）, 「特別永住者」の地位をもって在留する者が 3 0 万 9, 2 8 2 人（同 3, 2 1 9 人（1.

0%) 減) と続いています。

① 永住者	800,872人	(構成比27.8%)	(+1.0%)
② 技能実習	402,422人	(構成比13.9%)	(-2.1%)
③ 特別永住者	309,282人	(構成比10.7%)	(-1.0%)
④ 技術・人文知識・国際業務	288,995人	(構成比10.0%)	(+6.2%)
⑤ 留学	280,273人	(構成比9.7%)	(-18.9%)

4 都道府県別 — 第4表, 第5表, 第4図 —

在留外国人数が最も多いのは東京都の56万8,665人(対前年末比2万4,793人(4.2%)減)で全国の19.7%を占め、以下、愛知県、大阪府、神奈川県、埼玉県と続いています。

① 東京都	568,665人	(構成比19.7%)	(-4.2%)
② 愛知県	276,282人	(構成比9.6%)	(-1.7%)
③ 大阪府	253,303人	(構成比8.8%)	(-1.0%)
④ 神奈川県	235,369人	(構成比8.2%)	(+0.1%)
⑤ 埼玉県	196,537人	(構成比6.8%)	(+0.3%)

(注1)「中長期在留者」とは、入管法上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、次の①から④までのいずれにも当てはまらない人です。

なお、次の⑤及び⑥に該当する人も中長期在留者には当たりません。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③までに準ずるものとして法務省令で定める人(「特定活動」の在留資格が決定された台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方)
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

(注2)本資料では、平成23年末以前の統計も在留外国人数として掲載していますが、その統計は、平成24年末以降の「在留外国人数」に近似する「外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数」を便宜的に在留外国人数として表記しています。

なお、当該数は上記(注1)①の者を含んでいることを留意願います。

(注3)本資料における各割合値(%)は、表示桁数未満を四捨五入しています。